

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 市内事業者への支援について

産業経済部商工労働課
企業誘致課

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者への支援として、3つの経済対策事業を実施します。

1 事業者支援給付金

(1) 内容

新型コロナウイルスの影響で売上が減少し、国の『月次支援金』もしくは群馬県の『事業継続支援金』を受給した市内事業者に対し、定額の上乗せ給付金を交付するもの。

- ・『月次支援金』（国）の受給者・・・1受給月あたり5万円
- ・『事業継続支援金』（県）の受給者・・・1受給月あたり3万円

(2) 対象者

令和3年度4月分から9月分までの月で、国の『月次支援金』もしくは群馬県の『事業継続支援金』を受給した市内の事業者。

※対象者に対し、直接申請書を送付します。

(3) 受付期間

令和3年11月1日（月）～令和4年1月31日（月）

(4) 周知

広報いせさき、伊勢崎市ホームページ、SNS（Twitter、Facebook）

2 ワクチン接種者等割引協力店交付金事業

(1) 内容

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施した店舗が、通常は有料で提供しているサービスを新型コロナウイルスワクチン接種者等に対し、割引又は無料で提供する場合に交付金を交付し、感染症対策に取り組む店舗を支援するとともに、市内経済の活性化を図るもの。

(2) 交付金額

1店舗あたり3万円

(3) 予算額

1,500万円 ※予算額に達した時点で募集を終了します。

(4) スケジュール

交付申請 令和3年10月上旬～10月31日(日)

※対象店舗(群馬県ストップコロナ対策認定店)に対し、直接案内を送付します。

サービス期間 令和3年11月1日(月)～令和4年1月31日(月)

3 Made in いせさき 医療・福祉・感染症対策機器及び物資等購入に係る事業者支援事業

(1) 内容

伊勢崎市内で生産された医療、福祉向け製品及び感染症対策機器等を購入いただいた対象者に対し補助金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大防止と地域経済の活性化を促進するため、以下のとおり補助金を交付します。

(2) 補助対象となる機器及び物資

市内の生産拠点で製造された製品又は市内業者が販売代理店等の契約を締結し販売している製品のうち、市長が医療、福祉の向上及び感染症対策に資すると認め、指定した機器及び物資の購入額の一部を補助金として交付します。

(3) 補助対象者

市内において以下の施設を開設している法人又は個人事業主。

ただし、これら施設を複数開設している場合は、1の法人又は個人事業主ごとに1回の申請に限ります。

- 医療関連施設 (病院、診療所、歯科、訪問看護事業所、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復の施術所、薬局)
- 老人福祉施設 (特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助施設(グループホーム)、その他入所・通所型介護施設、居宅介護支援事業所)
- 障害者福祉施設 (入所・通所型の障害福祉施設全般)
- 児童福祉施設 (保育所、認定こども園、企業主導型保育施設、放課後児童クラブ)
- 教育関連施設 (幼稚園、専修学校、大学、学習塾)

(4) 補助率及び補助額

- ① 補助率 ・機器：5分の4以内
・物資：5分の3以内
- ② 補助額 ・上限額：80万円
・下限額：20万円

(5) 予算額

1億2,000万円 ※予算額に達した時点で募集を終了します。

(6) スケジュール

- ① 製品の指定申請の説明会（製造業者向け）

日時：令和3年10月8日（金）

午前10時30分

場所：市役所東館5階第1会議室

- ② 補助金申請の説明会（補助対象者向け）

日時：令和3年10月20日（水）

午前10時30分、午後2時、午後4時、午後6時

令和3年10月21日（木）

午前10時30分、午後2時、午後4時

場所：緋の郷円形交流館

※説明会に併せて、指定製品の展示も行います。

- ③ 補助金交付申請受付期間

令和3年10月25日（月）～12月28日（火）

問い合わせ先	商工労働課	深澤	Tel.0270-27-2754
	企業誘致課	倉上	Tel.0270-27-2756